

# ひたちなか市国土強靱化地域計画 一概要版一

## 第1章 計画の概要

### 1. 背景と目的

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。そのため、本市において、国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、人命を守ることを最優先に、起きてはならない最悪の事態を明らかにし、それらを回避するための事前に取り組むべき具体的な施策を定め、地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市の地域特性に則した取組を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「ひたちなか市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定した。その地域計画を、国の国土強靱化基本計画や茨城県国土強靱化計画の改定、近年の災害から得られた貴重な教訓、社会経済情勢の変化も踏まえ、本市の第4次総合計画前期基本計画の策定と併せ、令和8年3月に改定した。

### 2. 計画の位置付け

地域計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本市の総合計画や地域防災計画などの関連計画と整合・調和を図りつつ、策定・推進するものである。

### 3. 計画の推進期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで、基本計画に準じ、概ね5年ごとに見直すこととし、並行して推進するひたちなか市総合計画の内容と照らし合わせて調整することとする。

## 第2章 ひたちなか市の概況と想定するリスク

### 1. ひたちなか市の概況

ひたちなか市の位置と地勢、地質、気象、人口、災害等を整理した。

### 2. 想定するリスク

地域計画の対象とするリスクは、ひたちなか市の特性を踏まえ、国土強靱化基本計画等に則し、大規模自然災害（地震・津波、台風等による風水害・土砂災害）、感染症等の複合災害とする。

## 第3章 ひたちなか市における国土強靱化の基本的な考え方

### 1. 計画策定の基本方針

国・地域のリスク・脆弱性に対して、短期的な視点によらず、長期的な視野を持った計画的な取組の実施、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによる効果的な取組の推進、自助・共助・公助の適切な組み合わせによる連携・役割分担の明確化等の基本的な方針に基づいて取組を推進する。また、国土強靱化は、国・地域のリスクマネジメントであり、PDCAサイクルを繰り返すことにより、強靱化の取組を推進する。あわせてSDGsの目標を意識しながら取組を推進する。

### 2. 基本目標

国の国土強靱化基本計画や茨城県国土強靱化地域計画に則し、下記のとおり設定した。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### 3. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標を、以下のとおり設定した。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止
- ③ 必要不可欠な行政機能の確保
- ④ 経済活動の機能維持
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧
- ⑥ 迅速な復旧・復興

## 第4章 脆弱性評価

### 1. リスクシナリオと施策分野の設定

(1) **リスクシナリオ**：想定される災害リスクを踏まえ、回避すべき事態として、事前に備えるべき目標ごとに、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模災害に対する意識希薄による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅、建築物、土木施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	不特定多数が集まる施設等における大規模火災や大規模延焼火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-5	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-6	土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-7	大規模地震時及びその後の洪水発生等複合災害による被害の拡大
2	救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止	2-1	救助・救急、医療活動の長期停滞、停止
		2-2	劣悪な避難生活環境、避難者の健康・心理状態の悪化、感染症の拡大
		2-3	食料、生活必需品、エネルギー供給等の長期供給停止
		2-4	大規模な帰宅困難者の発生
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生によるクラスター発生・感染拡大
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-2	防災体制の不備による行政の災害対応力の不足
4	経済活動の機能維持	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧	5-1	災害時の情報サービスの機能停止や、情報伝達の不備による避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	情報不足による二次災害の発生・拡大
		5-3	電気・ガス・燃料などの長期供給停止
		5-4	上下水道施設の長期間の機能停止
		5-5	地域交通ネットワークの分断
6	迅速な復旧・復興	6-1	人材不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	応急仮設住宅等の支援対策の遅延による被災者生活再建の大幅な遅れ
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-5	風評被害等による地域経済復興の大幅な遅れ

(2) **施策分野**：国土強靱化基本計画等を参考として、以下の施策分野を設定した。

#### 【個別施策分野】

- ① 行政機能・消防等・情報通信      ② 住宅・都市      ③ 健康・福祉  
 ④ 産業・農水産・環境      ⑤ 交通・物流・国土保全

#### 【横断的施策分野】

- ⑥ リスクコミュニケーション      ⑦ 防災教育・人材育成      ⑧ 老朽化対策      ⑨ デジタル活用

### 2. 脆弱性評価結果

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避に寄与する本市の個別計画（総合計画、地域防災計画）等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析したうえで、本市の実情、関係機関等の取組との連携・整合性などに配慮して実施した。

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1. リスクシナリオごとの推進方針

基本目標の達成及び脆弱性の回避に向けて、ハード・ソフト両面から本市の強靱化を図るために必要となる施策について、総合計画、地域防災計画、計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の洗い出しと、整合性に配慮し、リスクシナリオ別の推進方針等を定めた。

#### 目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

- ・総合防災訓練の実施及び課題の検証
- ・地域防災の取組への支援
- ・防災意識の啓発
- ・防火防災訓練の支援
- ・地域福祉意識の醸成
- ・住宅、建築物の耐震化
- ・安全な避難路の確保
- ・避難場所等となる公園の整備
- ・公共施設等の耐震化・安全な施設整備
- ・公共施設等の長寿命化対策
- ・市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応
- ・空き家の発生抑制及び解消
- ・市営住宅の適正な維持管理
- ・消防体制の強化
- ・防災空間の確保
- ・河川・雨水幹線の整備
- ・避難訓練実施の促進
- ・避難行動要支援者対策の推進
- ・災害関連マニュアル等の整備

##### 【主な指標】

自主防災会の訓練実施率

100% (R7) → 100% (R12)

住宅の耐震化率

89.2% (R7) → 97% (R12)

中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）

65.5% (R7) → 100% (R12)

要配慮者利用施設の避難確保計画策定率

66.7% (R7) → 100% (R12)

#### 目標 2. 救助・救急、医療活動の迅速な実施と生活環境の確保による、関連死の最大限防止

- ・災害時連携体制の確立（災害時応援協定）
- ・安全な避難路の確保 **再掲**
- ・救助隊の充実
- ・救急体制の強化
- ・医療体制の構築
- ・市道等の交通ネットワークの強化、長寿命化への対応 **再掲**
- ・指定避難所等の計画的な維持修繕
- ・避難所での衛生環境の確保
- ・避難所における生活環境の改善
- ・感染症予防対策
- ・污水处理施設の整備推進、下水道事業ストックマネジメントの推進
- ・災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携
- ・指定避難所の停電対策
- ・絆の構築（地域福祉人材育成事業の実施）
- ・備蓄の強化（防災倉庫における分散備蓄及び基幹的防災倉庫による補充物資の集中備蓄）
- ・上水道の整備（配水管の布設替え）
- ・電線類の地中化の推進
- ・企業の帰宅困難者対策の促進
- ・帰宅困難者の食糧等の備蓄
- ・公共交通事業者との連携体制の整備
- ・感染症等に対する危機管理体制の確立
- ・避難所の密の回避

##### 【主な指標】

防災備蓄量（食糧備蓄量）

80.0% (R7) → 100% (R12)

救急救命士の年間養成人数

2人 (R7) → 2人 (R12)

人口10万人当たりの医師数

142.6人 (R7) → 212.3人 (R12)

乳幼児予防接種の接種率

97.4% (R7) → 98.0% (R12)

### 目標 3. 必要不可欠な行政機能の確保

- ・災害時連携体制の確立（災害時応援協定） 再掲
- ・公共施設等の耐震化・安全な施設整備 再掲
- ・公共施設等の長寿命化対策 再掲
- ・非常用電源の確保
- ・市役所新本庁舎建設の検討
- ・総合防災訓練の実施及び課題の検証 再掲
- ・災害関連マニュアル等の整備 再掲
- ・危機管理体制の確立（各分野の危機管理マニュアルの運用）
- ・業務継続体制の確保

【主な指標】（再掲含む）  
総合防災訓練への参加者数  
7,000人（R7）→ 8,250人（R12）

### 目標 4. 経済活動の機能維持

- ・市道等の交通ネットワークの強化、  
長寿命化への対応 再掲
- ・企業のBCP策定の促進
- ・電線類の地中化の推進 再掲
- ・生産業者等のBCP策定の促進

【主な指標】（再掲含む）  
都市計画道路の整備率  
93.0%（R7）→ 94.0%（R12）

### 目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン及び交通ネットワーク等の確保と早期復旧

- ・総合防災訓練の実施及び課題の検証 再掲
- ・災害関連マニュアル等の整備 再掲
- ・災害時の情報伝達手段の整備
- ・消防通信施設の整備・更新
- ・情報セキュリティの強化
- ・行政サービスの向上や行政事務効率化
- ・指定避難所の公衆無線LAN環境の整備
- ・非常用電源の確保 再掲
- ・企業のBCP策定の促進 再掲
- ・電線類の地中化の推進 再掲
- ・上水道の整備（配水管の布設替え） 再掲
- ・危機管理体制の確立  
（各分野の危機管理マニュアルの運用） 再掲
- ・飲料水の備蓄推進
- ・消防水利の確保
- ・災害時連携体制の確立（下水道）
- ・下水道施設の老朽化対策，地震対策，耐水化対策
- ・合併処理浄化槽への転換及び維持管理の徹底の普及啓発
- ・し尿処理体制の充実（勝田衛生センター及び那珂湊衛生センターの維持管理）
- ・災害時連携体制の確立（道路）
- ・安全な避難路の確保 再掲
- ・市道等の交通ネットワークの強化，長寿命化への対応 再掲
- ・国・県道の整備促進
- ・空き家の発生抑制及び解消 再掲
- ・地籍調査の促進
- ・緊急輸送道路等の確保

【主な指標】（再掲含む）  
安全・安心メール及び市の公式 SNS  
（LINE・X）の登録件数  
57,900件（R7）→ 73,250件（R12）  
配水管の耐震化率  
48.7%（R7）→ 53.6%（R12）  
飲料水備蓄量  
80%（R7）→ 100%（R12）  
橋梁の補修率  
6.8%（R7）→ 16.2%（R12）

## 目標 6. 迅速な復旧・復興

- ・災害時連携体制の確立（災害時応援協定）再掲
- ・個別訓練・研修等の実施
- ・災害時連携体制の整備
- ・ごみ処理体制の充実
- ・災害関連マニュアル等の整備 再掲
- ・地域防災の取組への支援 再掲
- ・空き家等対策
- ・NPOなどとの協働  
（市民交流センターの運営支援及び利用促進）
- ・自治会活動の支援
- ・コミュニティ活動の支援
- ・風評被害の防止

### 【主な指標】（再掲含む）

防災士登録者数

262人（R7）→ 360人（R12）

自治会加入世帯数

33,171世帯（R7）→ 33,200世帯（R12）

## 2. 施策の重点化

施策の重点化・優先順位付けについては、人命の保護を最優先とし、他のリスクシナリオへの効果、施策の影響の大きさ・緊急性などを勘案し、重点化・優先すべき取組を選定した。

## 第6章 計画の推進と進捗管理

今後の社会経済情勢の変化や、国及び茨城県の強靱化施策の進捗状況、市の総合計画、地域防災計画等の見直しなどを考慮しつつ、適宜見直しを行うこととする。また、毎年度の進行管理を行う中で、

- 施策の目標指標に対する進捗度合
- 訓練や新たな災害等による課題・教訓
- 関係法令や関連計画の見直し事項などの観点による評価を行い、新たに実施すべき事業が出てきた場合などにおいても必要な見直しを行う。

以上によるPDCAサイクルの取組により、強靱化の着実な推進を図る。

なお、本計画は、ひたちなか市の他の分野別・個別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

